

漁協の現状

平成18年3月
水産庁

【水産基本計画における「漁協」関係部分】

第3 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 団体の再編整備に関する施策

基本法の基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずる。

なお、これらの団体に関連する水産に関する諸制度の在り方の見直しを行う場合には、これらの団体の体制についても、その見直しを行う。

ア 漁業協同組合系統組織

漁業協同組合系統組織の事業及び組織基盤の強化を促進するため、漁協系統の自主的な取組を基本とした合併による再編整備（1県1漁協又は1県複数自立漁協の構築の実現）を推進する。

なお、漁協系統信用事業については、近年の金融情勢の大きな変化に対応して、より効率的かつ健全な事業実施体制の確立に必要な措置を緊急に推進する。

イ（略）

ウ 団体間の連携の強化

地域の実情に応じ、農業協同組合や森林組合を含む団体間の連携についての条件整備を進める。

1 . 漁協の組織について

漁協の組織・事業基盤は零細かつ脆弱
 組合員である漁業者の負託に的確に添えていくためには、合併を通じた組織再編が不可欠
 漁協系統は、自主的な方針の下、合併促進法の期限である平成19年度末までに、漁協数を約250とする構想を立てて合併を推進しており、17年5月に実施した一斉調査によると、全国259ブロックのうち、構想の全部または一部を達成したブロックは113（達成率44%）
 しかしながら、18年2月1日現在の漁協数は1,352で、構想実現には相当の努力が必要

- ・ 漁協の地区は、ほとんど（約7割）が市町村の区域未満。
- ・ 組織や事業の規模は、出資金、販売事業を除き、農協の1/20～1/30。

- ・ 1漁協あたりの平均正組合員数は170人であるが、正組合員が50人未満の小規模漁協が392と、全体の1/4を占める。
- ・ 今後、漁業者の減少・高齢化が進む中、これら小規模漁協は、水協法の成立要件（正組合員20名以上）を満たさなくなる恐れもある。

漁協及び農協の規模の比較(1組合あたり、平成15年度末)

区 分	漁協(A)	農協(B)	(A)/(B)
正組合員数	170人	5,394人	1/32
職員数	10人	262人	1/26
出資金	142百万円	1,616百万円	1/11
信用事業			
貯金残高	2,728百万円	79,450百万円	1/29
貸出金残高	695百万円	22,570百万円	1/32
購買事業(供給高)	155百万円	3,833百万円	1/25
販売事業(取扱高)	931百万円	4,954百万円	1/5

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」等

水産業協同組合法(抄)（昭和23年12月15日法律第242号）
 （解散事由）

第68条 組合は、次の事由によつて解散する

- 1 総会の決議
- 2 組合の合併
- 3 組合についての破産手続開始の決定
- 4 存立時期の満了
- 5 第124条の2の規定による解散の命令

2～3項（略）

4 第1項の事由に因る外、組合は、組合員（准組合員を除く）が20人未満になつたことに因つて解散する。

2 . 漁協の再編整備のための支援策

漁協合併助成法の第3次延長時（昭和55年度）以来、合併の阻害要因である欠損金等の処理を促進するための利子助成事業、協議促進や事務効率化機器の導入に関するソフト事業の助成を実施
漁協合併促進法の延長（平成15年度）に際し、同法に基づく都道府県知事の認定を受けて行われる漁協合併に対する税制上の特例措置を延長

漁協の再編整備のための予算措置（平成17年度）

漁協等経営基盤強化対策事業（405百万円）

一定規模以上の合併を行おうとする漁協において、合併を阻害する要因となっている欠損金等を処理するための借入に対する利子助成を実施（最長15年）。また、一定規模以上の合併漁協において、事業改革に必要となる長期運転資金の借入に対し利子助成を実施。

強い水産業づくり交付金のうち、漁協等の経営強化目標

（15,228百万円の内数）

合併促進のための協議、合併予定漁協の経営診断、合併後の漁協の経営効率化に関する検討・指導、事務機器の導入等に対する助成を実施

なお、両事業とも、平成18年度に都道府県へ税源移譲

・平成5年以降、漁協等経営基盤強化対策事業による利子助成を完了した15漁協では、事業開始時点の欠損金100億円が、終了時点で39億円まで減少（61%減少）している。

漁協合併に関連する税制上の特例措置

企業再編税制における適格合併の適用

- ・みなし配当所得の源泉徴収の不適用（所得税）
- ・被合併漁協の評価益からなる清算所得の課税の特例（法人税）
- ・被合併漁協から引き継いだ欠損金額に係る所得計算の特例（法人税）
- ・被合併漁協から引き継いだ土地の譲渡等に係る特別税率の特例（法人税）
- ・清算所得にかかる課税の特例（事業税）

被合併漁協から取得する不動産等の権利の移転登記の税率軽減（登録免許税）

漁協が漁連を包括承継する際に取得する不動産等の権利の移転登記の税率軽減（登録免許税）

3. 漁協の経営について

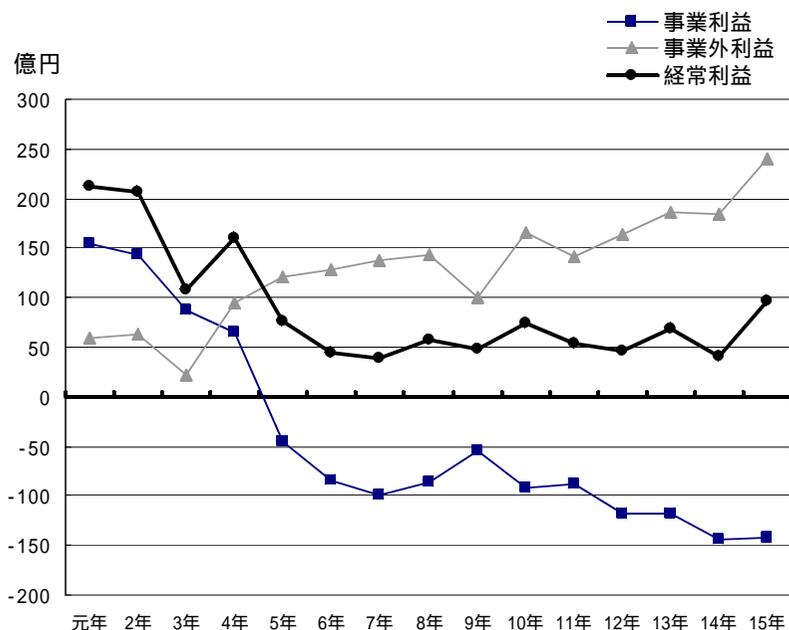
(1) 事業利益・経常利益

漁協が本来行っている事業の収支を示す事業利益については、黒字の漁協は1/4にすぎず、漁協全体では143億円の赤字（平成15年度）

但し、経常利益については、事業外利益に補填され、黒字の漁協が2/3で、漁協全体では97億円の黒字

事業利益の赤字は、全体の事業規模が縮小する中、これに応じた事業管理費の削減が進んでいないことが原因

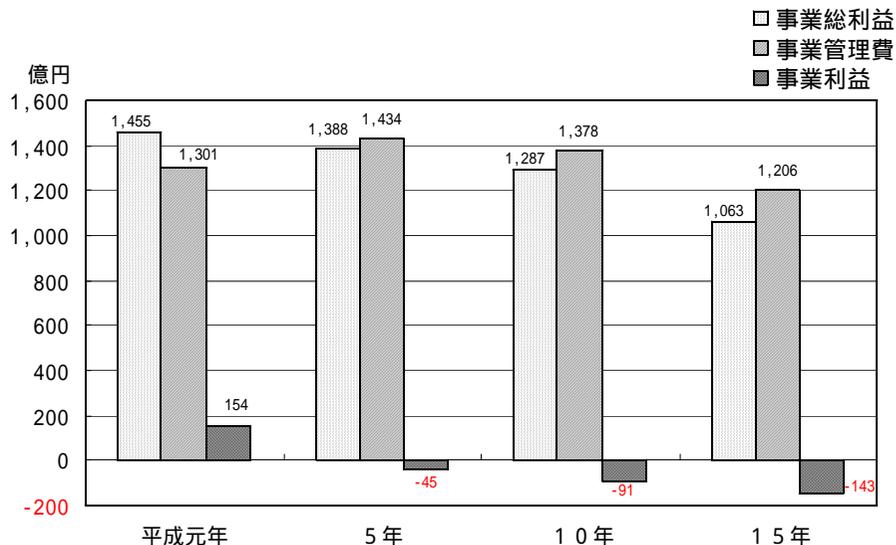
漁協全体の事業利益、事業外利益、経常利益の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

- ・ 1漁協あたりの事業利益は1千万円の赤字、経常利益は650万円の黒字

漁協全体の事業総利益、事業管理費、事業利益の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

- ・ 事業利益が赤字となる原因は、水揚げ高や組合員の減少に伴い事業規模が縮小する中で、事業規模に応じた管理費の削減など、経営合理化への取組不足

(2) 次期繰越金

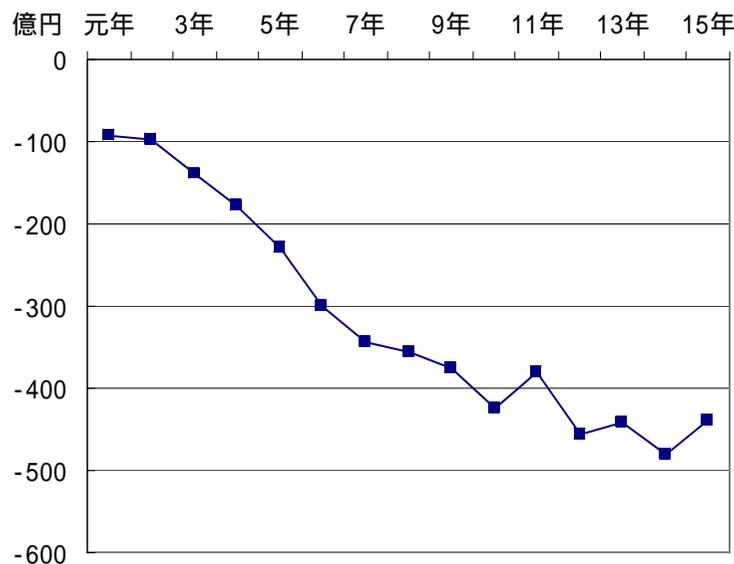
次期繰越金()については、黒字漁協(約5割)が赤字漁協(約3割)を上回るが、黒字額17億円に対し赤字額は455億円で、漁協全体では438億円の赤字となり、この赤字幅は近年増加傾向
これは、一部の漁協において、単年度収支の赤字幅増大に加え、組合員に対する貸付金や経済事業未収金の貸倒の発生等により、繰り越される損失が増大したため
事業部門別の収支を明らかにした上で、抜本的な事業改革の実施が重要な課題

次期繰越金とは、単年度の最終的な収支から各種準備金などの利益処分額を控除した後の残余额で、次期に繰り越されるもの。

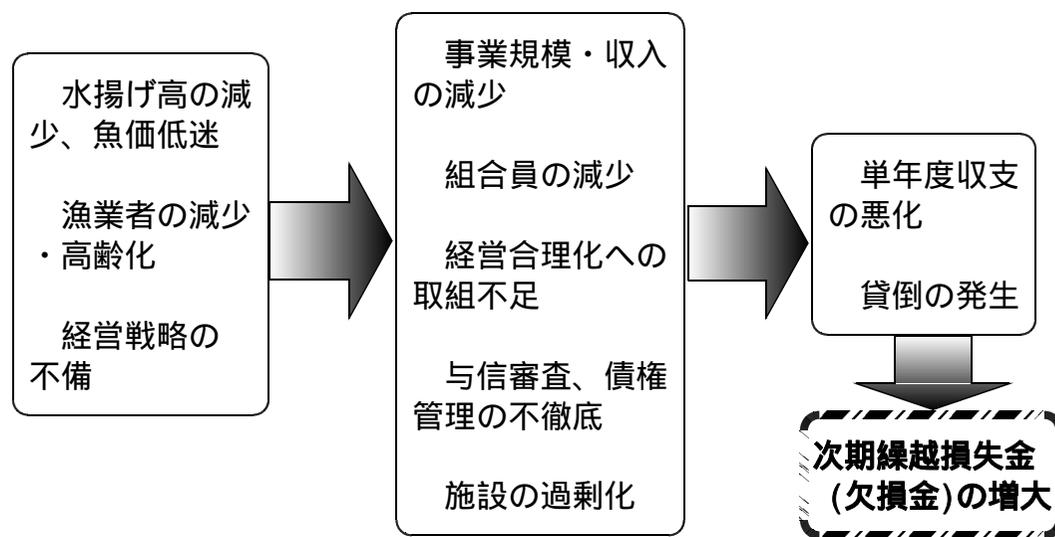
・次期繰越金が赤字の漁協は全体の3割にすぎないが、赤字額が大きい漁協が一部あるため、全体の赤字が増大。

・但し、漁協全体の出資金は2,139億円で、1組合あたりで見ると次期繰越金の赤字3千万円に対し、出資金は1億4千万円(15年度)。

漁協の次期繰越金合計額の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」



課題

・組合経営の現状と課題につき、組合員への情報開示を徹底の上、組合員の理解を得た経営方針の確立と実行が必要。
(注) なお、信用事業を実施していない漁協では、事業部門別の事業利益の明示が義務づけられていないため、一部においては事業利益赤字の原因となっている部門の特定が困難。

4 . 漁協の事業について

(1) 事業の目的、ウエイト

漁協は、漁業権の管理、経済事業の実施により、組合員に対する直接の奉仕を目的としている
事業収入から見た漁協の主要事業は販売事業、購買事業（農協では信用事業、共済事業）

水産業協同組合法(抄)（昭和23年12月15日法律第242号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

第2～3条（略）

（組合の目的）

第4条 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

漁協の主要な事業

水産資源の管理、増殖

水産に関する経営や技術の向上に関する指導

組合員に対する資金の貸付け

組合員の貯金、定期積金の受入れ

組合員に対する物資の供給

組合員の漁獲物、生産物の加工、保管、販売

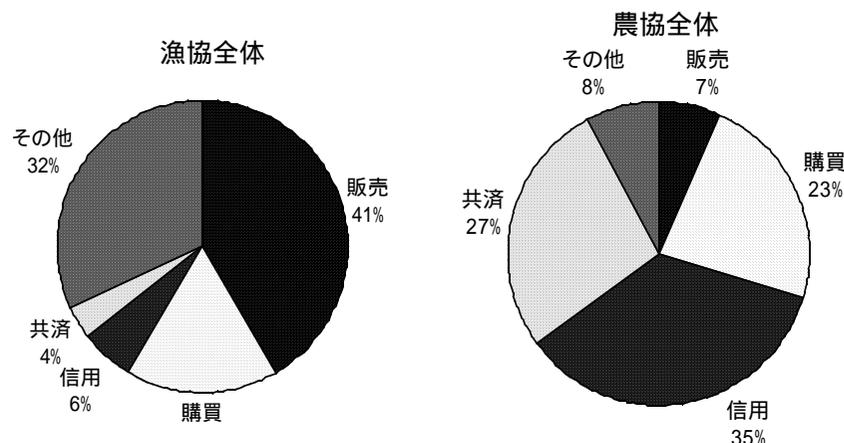
漁場利用の調整

組合員の遭難防止、遭難救済

組合員の共済に関すること

漁船保険、漁業共済等のあっせん

漁協と農協の主要事業のウエイト

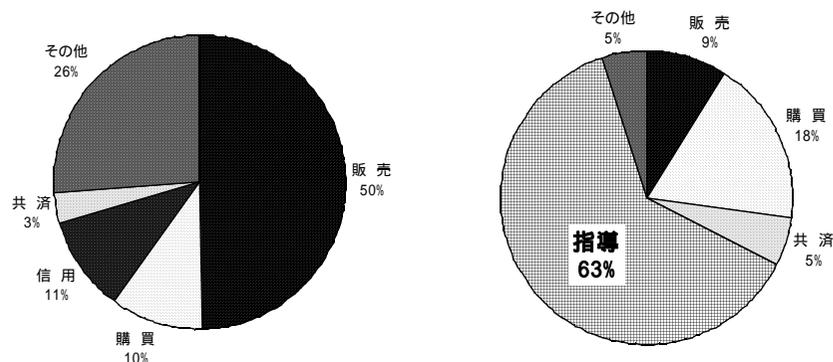


資料：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」

・しかしながら、漁協によって事業のウエイトは異なる。

【総合的に事業を実施している漁協が多いA県】

【漁業権管理漁協が多いB県】

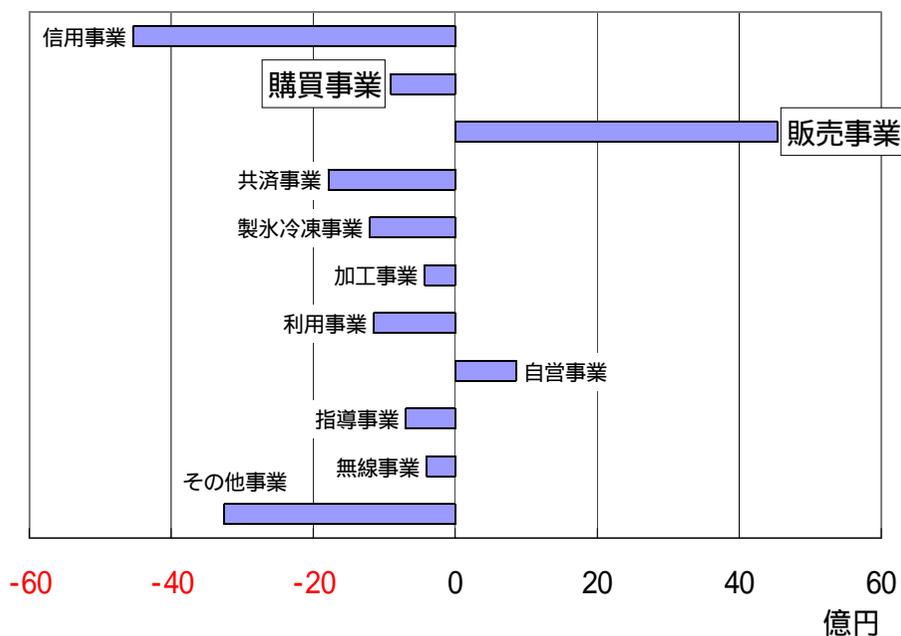


資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

(2) 販売事業、購買事業

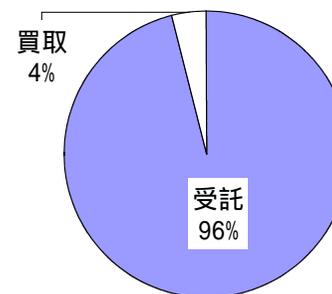
販売事業は、漁協の事業の中で最大の黒字部門だが、漁業者の委託を受けて漁獲物の売り先の仲介を行う受託販売が大半であり、漁業者の手数料が収益源であることから、取扱高に左右される
 購買事業は赤字部門だが、組合員に対し、燃油をはじめとする資材を低価格で供給する重要な機能を担っており、合理化による赤字解消が課題

漁協の部門別事業利益の状況（16年度）

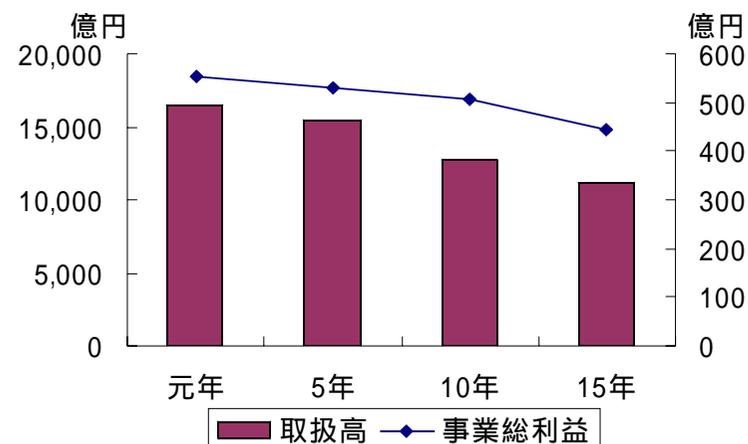


資料：全漁連「漁協一斉調査」

販売事業における受託、買取の割合（15年度）



販売事業取扱高と事業総利益の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

・販売事業の取扱高の減少に比べ、事業総利益の減少が緩やかなのは、各漁協において収益を確保するため、販売手数料率を上げていることが推測される。

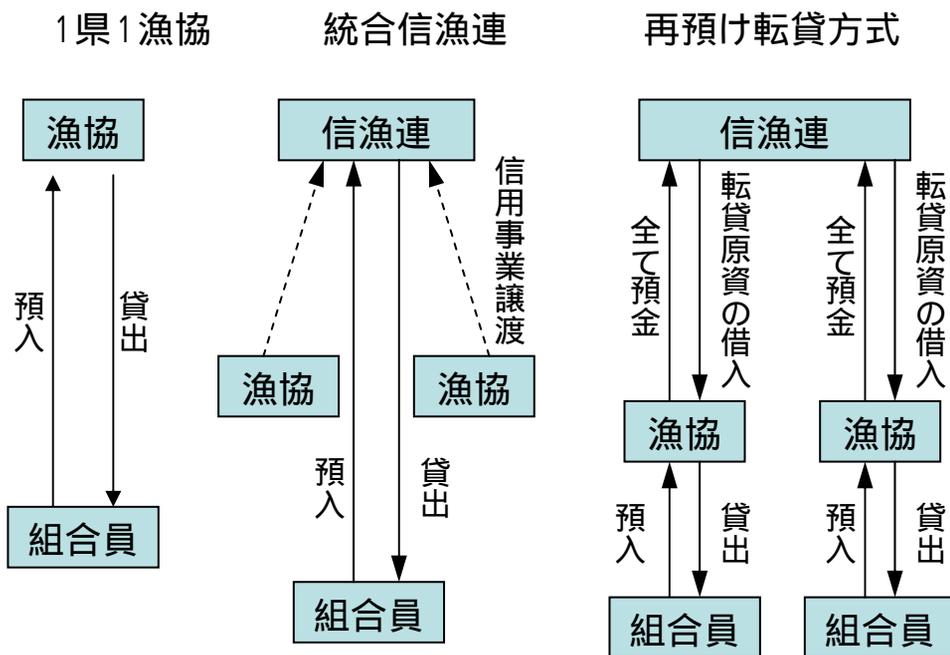
(3)信用事業

事業規模が零細な中、組合員に漁業金融機能を安定的に提供していくため、漁協系統においては、1県1信用事業責任体制の構築に努めてきたところ

18年2月時点で30道県で達成済み、残り7県は未達成

18年度以降は、1県1信用事業責任体制の運営強化とともに、必要に応じて新たな運営体制(広域信漁連)の枠組み構築が課題

1県1信用事業責任体制



1県1信用事業責任体制構築状況(18年2月1日現在)

責任体制方式	県数	達成県	未達成県
1県1漁協 (準県1も含む)	5	秋田、山形、熊本、 大分 (4)	山口 (1)
統合信漁連	27	岩手、宮城、茨城、 千葉、東京、新潟、 富山、石川、福井、 京都、兵庫、鳥取、 島根、広島、徳島、 香川、高知、福岡、 佐賀、鹿児島、 沖縄 (21)	青森【1】 神奈川【3】 静岡【1】 愛知【3】 三重【1】 和歌山【1】 (6)
再預け転貸方式 (複数自立漁協)	5	北海道、福島 愛媛、長崎、宮崎 (5)	
計	37	(30)	(7)

(注)大阪、滋賀は信用事業未実施、岡山は廃止予定

【】書きの数値は統合未達成漁協数

(4) 共済事業

共済事業全体としては黒字経営。台風等の自然災害の多発により、生活総合共済は赤字。より一層の契約者保護と健全性の確保が課題。(農協法は、法改正で契約内容変更のための措置等を実施しているが、水協法は未措置。)

J F 共済事業の実績 (平成16年度)

共済金額 (億円)	普通厚生 共済	乗組員厚生 共済	団体信用厚 生共済	漁業者老齢 福祉共済	火災共済	生活総合 共済	合計
保有加入件数(千・千人)	360	208	(契約253JF)	95	131	92	-
保有共済金額	22,469	13,808	664	62	18,143	970	56,119
受入共済掛金	538	32	4	33	20	89	719
支払共済金	407	18	2	31	18	90	570
経常収益	605	34	7	56	25	112	930
経常費用	578	26	5	72	25	127	835
経常利益	27	8	2	16	0	15	95
当期剰余金	24	7	2	16	0	15	3

(資料：平成16年度共水連業務報告書)

- ・経営の健全性を示す支払余力比率は、16年度で610%
(200%超が健全とされている)

契約者保護と健全性の確保

- ・農協の共済制度については、保険業法の改正にあわせて農業協同組合法を改正し、契約者保護、経営の健全性確保に関する規定の整備がなされた。
- ・一方、漁協の共済制度については、経営の健全性(最低出資金、準備金等)確保は水産庁の指導通知により対応。

農業協同組合法の改正 (平成17年4月1日施行)

- [共済事業関係]
- ・契約者保護のための措置
(クーリングオフ制度の導入、ディスクロージャー制度の導入等)
 - ・その他
(準備金に関する規定の整備、員外監事等の設置等)

水協法制度の対応状況

水産庁通知による対応

クーリングオフ制度
ディスクロージャー制度
等

未対応のもの

員外監事
契約内容変更のための措置
等

5 . 漁協の事業改革に向けた取組

(1) 漁協系統が平成14年に決議した運動方針

漁協系統は、平成14年11月の全国漁協代表者集会において、合併構想の実現と合併効果の発揮、3年以内（平成17年度末まで）にトータルコスト30%削減等を内容とする改革を行うことを決議

しかしながら、トータルコスト30%削減については、各県域の取組は消極的であり、ほとんど実績をあげることなく3年間が経過

「事業・組織・経営改革に向けた運動方針」の概要
(平成14年11月全国漁協代表者集会決議)

1 . JFグループの事業・組織・経営改革の断行

- (1) 合併構想の実現と合併効果の発揮
- (2) 合併構想に対応したJFグループの事業改革

JFトータルコスト30%削減(平成15~17年度)

2 . 組合員の運動参加促進と組織の活性化

- (1) 全利用運動の推進と組合員組織の活性化
- (2) 漁協活動への理解促進と漁協の機能強化

3 . 改革実現をめざす運動方針の実践

全国・県域段階でアクションプログラムの策定・実践

・トータルコストの削減運動については、方針2年目時点で漁協全体の事業管理費の削減実績(16年度/14年度対比)は4.6%止まり。

事業管理費の削減実績レベル別県域数

削減レベル	都道府県域数
10%以上	2
5~10%未満	9
0~5%未満	18
0%未満(悪化)	2
未集計	8

・当該方針に基づき、県域のアクションプログラムを策定した県漁連は半数程度。

・策定済みのアクションプログラムも、事業改革に向けた数値目標や手段が示されておらず、具体的な行動計画となっていない。

アクションプログラムの策定状況

事 項	漁 連 数
アクションプログラム策定済み	25
未策定	17

(2) 17年度における取組

17年11月には、新たな運動方針を決定する全国漁協代表者集会が開催されたところ、前回の運動方針の反省を踏まえ、漁協系統内部の議論を深めるため、以下を実施。

全漁連による「漁協の事業・組織・経営改革の取組に関する一斉調査」

水産庁による「漁協系統の事業改革に関する検討」



新たな運動方針の内容、実践に反映

・全漁連は、漁協改革のための具体的な方策を検討する上で、個々の漁協系統団体における事業、組織、経営の実態把握に関する一斉調査を実施

調査の概要

実施時期：平成17年5月

調査対象：沿海地区漁協及び都道府県漁連

調査事項：

- ・事業部門別損益状況（事業利益、経常利益等）
- ・赤字部門の原因、解消方策
- ・繰越欠損金の成因、解消方策
- ・将来の経営・組合員数の見通し
- ・資格審査実施状況
- ・合併協議への参加状況、協議の進捗状況
- ・合併を成功させるための方策 等

・水産庁は、平成17年10月から11月にかけて、漁協の合併・経済事業全般、石油購買事業、販売事業等のテーマごとに、先進的な取組を行っている漁協系統団体及び外部専門家を招き、改革の方向性を検討。

漁協系統の事業改革に関するポイント

第1回：漁協の合併、経済事業全般（明海大学 山下教授
鳥羽磯部漁協 永富組合長）

漁協の意思決定には中核的な漁業者の意見が反映されるべき
漁協の買取販売拡大、産地市場仲買人のオープン化等による販売事業改革
改革の推進には職員、組合員への情報公開が不可欠

第2回：漁協の石油購買事業（新日本石油 神野取締役
石川県漁連 山本専務理事）

改革のための具体的なビジョン、スケジュールに沿った数値目標の策定
供給価格抑制のため、組合員の理解のもと一部利便性の犠牲も考慮すべき
コストや需要に関する将来予測を踏まえた石油タンクの統廃合計画の策定

第3回：漁協の販売事業（東武ストアー 杉生取締役
魚津漁協 浜住参事）

販売戦略の立案には、小売現場の実情を踏まえるべき
産地（漁協）と消費地（小売）間の正確な情報交換
新たな事業展開に伴うリスクマネジメント体制の確立